

令和5年7月27日から
令和5年7月27日まで

標 茶 町 議 会
第 5 回 臨 時 会 会 議 録

於 標茶町役場議場

令和 5 年標茶町議会第 5 回臨時会会議録目次

第 1 号（7 月 2 7 日）

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
報告第 8 号 専決処分した事件の承認について	4
議案第 6 0 号 令和 5 年度標茶町一般会計補正予算	7
閉議の宣告	11
閉会の宣告	11

令和5年第5回標茶町議会臨時議会会議録

○議事日程（第1号）

令和5年7月27日（木曜日） 午前10時00分開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期決定

第 3 行政報告及び諸般報告

第 4 報告第 8 号 専決処分した事件の承認について

第 5 議案第60号 令和5年度標茶町一般会計補正予算

○出席議員（11名）

1 番 深 見 迪 君	2 番 櫻 井 一 隆 君
4 番 鈴 木 裕 美 君	5 番 鴻 池 智 子 君
6 番 齊 藤 昇 一 君	7 番 黒 沼 俊 幸 君
8 番 長 尾 式 宮 君	9 番 松 下 哲 也 君
10 番 渡 邊 定 之 君	11 番 類 瀬 光 信 君
12 番 菊 地 誠 道 君	

○欠席議員（1名）

3 番 本 多 耕 平 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐 藤 ・ 彦 君
副 町 長	牛 崎 康 人 君
総 務 課 長	齊 藤 正 行 君
企 画 財 政 課 長	長 野 大 介 君
管 理 課 長	山 崎 浩 樹 君
保 健 福 祉 課 長	浅 野 隆 生 君
建 設 課 長	富 原 稔 君
教 育 長	青 木 悟 君
社会教育課長兼	服 部 重 典 君
中 央 公 民 館 長	

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長

中 島 吾 朗 君

議 事 係 長

平 間 佳 奈 江 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長(菊地誠道君) ただいまから、令和5年標茶町議会第5回臨時会を開会します。
ただいまの出席議員11名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

○議長(菊地誠道君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(菊地誠道君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

7番・黒沼君、 8番・長尾君、 9番・松下君
を指名いたします。

◎会期決定

○議長(菊地誠道君) 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定をいたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長(菊地誠道君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、本臨時会招集理由とあわせ行政報告を求めます。

町長・佐藤君。

○町長(佐藤・彦君) 第5回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず初めに、招集理由についてでございますが、電気料高騰等に係る住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金を早期に給付するための費用および不具合が起きた標茶水泳プールの濾過循環設備の改修のため、7月10日付で専決処分いたしました令和5年度一般会計補正予算についてご報告申し上げ、その承認をいただくとともに、継続事業として実施しております標茶中茶安別線道路改良事業の費用や町有車両へのドライブレコーダー設置の費用等を盛り込んだ令和5年度一般会計補正予算についてご審議をいただきたく本臨

時会を招集したものであります。

続きまして、行政報告をいたします。第2回定例会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。

なお、次の点について補足いたします。

公用車の事故についてご報告いたします。

令和5年6月20日午前7時50分頃、当方の建設課作業車両が国道391号線を磯分内方面に走行していたところ、相手方車が当方車を追い越し、そのまま当方車の直前を横切り、町道磯分内瀬文平線に進入しようとしたため、接触したものです。当方の小型ロータリー車は路外へ転落、横転し、運転者はドクターヘリで釧路へ搬送されました。骨折等により3か月の療養期間を要すと診断されております。相手方運転者は負傷無し、双方とも同乗者はおりませんでした。車両は双方ともレッカー移動されております。不測の事態とはいえ、職員に対し交通安全の励行を指示してきたところであり、今後におきましても、より一層の事故の未然防止や安全対策の徹底に努めてまいります。

以上で、今臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） ただいまの口頭による行政報告に対して、簡易な質疑を認めます。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎報告第8号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。報告第8号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君）（登壇） 報告第8号の内容についてご説明いたします。

本案につきましては、令和5年度一般会計補正予算第4号の専決処分であります。

電力・ガス・食料品等価格高騰による負担を軽減するための支援として、住民税非課税世帯や家計急変のあった世帯を対象に、1世帯当たり3万円の給付金支給に係る経費の補正及び、標茶水泳プールの、ろ過循環系統の配管の漏水に伴う、配管設備の改修費の補正でございます。補正額は3,506万円の増額であります。

なお、本件は、7月10日をもって専決処分させていただきました。ご承認の程、よろしくお願い申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

報告第8号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処

分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるというものでございます。

次ページをお開きください。

専決処分書（写）

令和5年度標茶町一般会計補正予算（第4号）は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

別冊の令和5年度一般会計補正予算書、1ページをお開きください。

令和5年度標茶町一般会計補正予算（第4号）

令和5年度標茶町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,506万円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億2,741万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

以上で、報告第8号の内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

初めに、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

松下君。

○9番（松下哲也君） 10款教育費の中で、標茶プールの配管設備改修工事と載っておりますけども、このプールの建設されてからの経過年数はどのくらい経っていますでしょうか。それと今は現在、プールは使用されているのか、また工事やるとしたらいつから行うのか、この3点。今、ちょうどこんなに暑くて、夏休みの時期でプールもすごく利用するんじゃないかと思うんですけども、その点について3点お伺いします。

○議長（菊地誠道君） 社会教育課長・服部君。

○社会教育課長（服部重典君） お答えいたします。

標茶プールにつきましては、昭和53年9月の建設でありますので、もうじき45年という年数になります。また、工事につきましては、昨日から工事に入っており、順調にいけば8月3日くらいに完了するという予定で進んでいます。プールにつきましては、昨日の工事の準備のためですね、25日から臨時休館とさせていただいております。

以上です。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○1 番（深見 迪君） 単純な質問なのですが、住民税非課税等に対する臨時特別給付金ですが、単純に言えば、これ1,000世帯対象になりますよね。非課税世帯が現在どのくらいあるのかということと、「等」というのは、例えばどういう人たちなのかということ伺います。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいというふうに思います。

まず、非課税世帯の数というお尋ねだと思いますけども、私どもで現在把握している部分については、997件というふうに把握しているところにございます。

もう一点、「等」が付くのは他にはどういうものかというようなお尋ねというふうに思います。こちらにつきましては、家計急変世帯というふうに考えておりまして、令和5年度の住民税均等割は課税されておりますけども、令和5年1月以降、コロナの関係で家計が急に変わったといいますか、職がなくなってということですね、そういうことで住民税非課税世帯と同等の所得要件になったという部分を対象にするということでもありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1 番（深見 迪君） ちょっと聞こえなかったんですけども、令和5年何月以降って言いました。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。大変失礼いたしました。

令和5年1月以降ということですので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

齊藤君。

○6 番（齊藤昇一君） ちょっとプールの件につきましてですけども、経過年数、さきほど同僚議員が聞かれた、45年経過ということで、かなり年数も経っているということと、あと周りのプール、磯分内、虹別、茶安別あると思いますけども、その辺のプール含めてですね、改修の計画だとか、今後標茶のプールをどのようにされていくか、かなりあちこち配管等について、ボロボロになってくるとは思っているんですけども、なんかそういう計画があるということであれば、確認したかったんですけども。

○議長（菊地誠道君） 社会教育課長・服部君。

○社会教育課長（服部重典君） お答えいたします。

町内のプールにつきましては、ご指摘のとおり、標茶プールが昭和53年、磯分内プールは昭和58年、虹別が59年、茶安別が平成11年と非常に建築後かなり年数が経過しております。令和3年度に標茶町社会教育委員の会議で体育施設の関係をご協議いただきまして、プール施設につきましては、将来的には統合も含めて検討を行うと、ただ統合すると現在ある標茶プール、学校の授業等で使っておりますが、非常に手狭な状況であります。また、老朽化もしているということで、将来的には標茶プールの建て替えが必要ではないかというご意見をいただいております。教育委員会といたしましても、そういった意見を踏まえ

ながらですね、今後標茶プールの改築に向けてですね、検討を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、歳入歳出予算の補正、歳入一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第8号は承認されました。

◎議案第60号

○議長（菊地誠道君） 日程第5。議案第60号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君）（登壇） 議案第60号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和5年度一般会計補正予算第5号でありまして、道路改良舗装事業などに資するため、歳入歳出それぞれ279万5,000円を追加し、総額を117億3,021万1,000円としたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、標茶中茶安別線道路新設改良事業94万7,000円、ドライブレコーダーの購入380万円などとなっています。

歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込み、地方交付税の増額で収支のバランスを図ったところであります。また、継続費1件、地方債で1件の補正提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

別冊の1ページをお開きください。

令和5年度標茶町一般会計補正予算（第5号）

令和5年度標茶町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、279万5,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億3,021万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

10ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので説明を省略いたします。

4ページをお開きください。

「第2表 継続費補正」でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名、標茶中茶安別線道路改良事業、補正前の総額1億4,350万円、年割額で5年度2,560万円、6年度1億1,790万円を補正後の総額1億4,860万円、年割額が5年度2,650万円、6年度1億2,210万円とするものです。

15ページをお開きください。

「継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書」でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名は標茶中茶安別線道路改良事業、全体計画の計で申し上げます。補正前の年割額1億4,350万円、財源内訳であります、国道支出金1億45万円、地方債4,290万円、一般財源15万円。当該年度支出予定額2,560万円、当該年度末までの支出予定額2,560万円、翌年度以降支出予定額1億1,790万円、継続費の総額に対する進捗率につきましては令和5年度17.8%、令和6年度82.2%、計で100%を、補正後、年割額1億4,860万円、財源内訳は国道支出金1億402万円、地方債4,440万円、一般財源18万円、当該年度支出予定額2,650万円、当該年度末までの支出予定額2,650万円、翌年度以降支出予定額1億2,210万円、継続費の総額に対する進捗率につきましては補正前と同じであります。

5ページにお開きください。

「第3表 地方債補正」でございます。

1過疎対策事業、標茶中茶安別線道路改良、補正前の限度額2億9,910万円から20万円を増額し、補正後の限度額を2億9,930万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。

合計でございますが、補正前の限度額7億8,390万円から20万円を増額し、補正後の限

度額を7億8,410万円とするものです。

16ページをお開きください。

「地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」でございます。

合計で申し上げます。当該年度中起債見込額、補正前の額7億8,390万円から補正額20万円を増額し、補正後の額7億8,410万円とするものです。当該年度末現在高見込額、補正前の額133億6,360万7,000円から補正額20万円を増額し、補正後の額133億6,380万7,000円とするものです。

以上で、議案第60号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） これより質疑を行います。

初めに、第1条歳入歳出予算の補正、歳出について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

鴻池君。

○5番（鴻池智子君） 10ページの総務費の車両管理費のドライブレコーダーに関してなんですけども、これは何台分ということで計算しているのか、また今後、随時公用車についても、役場の車両についても、随時このようにしてドライブレコーダーを取り付けていく予定であるかということをお聞きしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

今回、補正させていただきます台数ですけども、今回設置する予定でおりますのが、142台です。当初予算におきまして14台分、予算をつけていただいておりますので、それを差し引きまして、補正におきましては差し引きまして128台分ということになります。これによりましてですね、つく車両が今年度廃車になる予定の車両とかはつけない予定で今回省いております。それ以外で省いているものが、公道を走ることのないような車両。それから育成牧場のオートバイは省きまして、それ以外の車両は全部につく予定でございます。今後導入する車両につきましても、基本的には設置した状態で納車。ただし、もし廃車したものから外したものがあつた場合にはそれを付け替えるということで予定してございます。以上です。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 今のドライブレコーダーの件ですが、業者さんといいますか、購入する業者さんは当然地元でないかと理解するんですが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

発注に関してはこれから手続きを進めることになるんですけども、地元業者に発注する予定で進めております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

齊藤君。

○6番（齊藤昇一君） 私もそのドライブレコーダーについて、前回もちょっと言わしていただいて、今回草刈り機の事故も含めてですね、やはりそういったものがつくということとは完全に職員も守られるし、町側の財産も守られていくんじゃないかと思っております。しかし故意的にですね、電源を外したときにどうなるのか。この辺の運用というのが非常に大事になってくるかなと、その辺の規則とかルール作りとかは考えているのかどうか。結局つけても、いや外れてましたとか、電源が入っていない、映ってませんでしたという可能性もあるので、その辺の運用を含めて、今後どういう取扱いをやっていくのかという考えがあれば、ちょっと教えていただきたい。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

議員おっしゃる通りだと思っております。せっかく機械をつけましても、物理的には外せる機械でございますので、庁内でルール作りをしまして、見る権限がある人を限る。それから常に使える状態を確認しながら運転をしてもらう。それと、それを確認する場合というのもいつも確認できるわけではなくて、例えば事故があったときですとか、通報があったときですとか、一定のルールを設けまして、職員に通達をしようと考えております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第1条歳入歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第2条継続費の補正の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第3条地方債の補正の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより議案第60号を採決いたします。

議案第60号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第60号は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上で、令和5年標茶町議会第5回臨時会を閉会いたします。

（午前10時40分閉会）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 7 番 黒 沼 俊 幸

署名議員 8 番 長 尾 式 宮

署名議員 9 番 松 下 哲 也